(1) 児童扶養手当の現況届の郵送による提出

1 委員意見要旨

児童扶養手当を受給するには、毎年1回、現況届に8月1日現在の状況を記載して市町村に提出する必要があるが、A市では必ず本人が区役所に持参し面談しなければならず、郵送は不可とされている。

所得制限により児童扶養手当が全部支給停止となっている者についても、時効を考慮し、将来の受給権を担保するために現況届を提出するが、全部支給停止者の面談は5分程度で終わることが多い。

平日に現況届を持参し5分程度の面談をするために、仕事を休まなければならず負担となっているので、全部支給停止となっている者については、現況届を郵送でも提出できるようにしてほしい。

(注)本件は、北海道管区行政評価局の行政相談委員から提出された行政相談委員意見である。

2 児童扶養手当制度の概要

- (1) 児童扶養手当は、都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。) 及び福祉事務所を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)が、 離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育 成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当法 (昭和36法律第238号。以下「法」という。)第4条第1項各号(次のい ずれか)に該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの 間にある児童。障害児の場合は20歳未満。)を監護する母、監護し、かつ 生計を同じくする父又は養育する者に対して支給する手当である。
 - ・父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
 - ・父(母)が死亡した児童
 - ・父(母)が児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)に定める程度の障害の状態(年金の障害等級1級程度)にある児童
 - ・父(母)の生死が明らかでない児童
 - ・父(母)から1年以上遺棄されている児童
 - ・父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
 - ・父(母)が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ・母が婚姻によらないで懐胎した児童

ただし、受給者や児童が日本国内に住所を有しないとき、児童が児童福祉施設等に入所又は里親に委託されているとき、父または母の配偶者(事実婚関係を含む)に養育されているとき(父または母が重度の障害の状態

にある場合を除く)は、支給されない(法第4条第2項、第3項)。

なお、児童扶養手当に関する事務は、第一号法定受託事務とされている (児童扶養手当法第33条の3)。

また、平成28年4月末の受給者数は、1,037,791人(概数)である。

(2) 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の 支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道 府県知事等の認定を受けなければならない(法第6条第1項)。

児童扶養手当法第9条から第11条まで等の規定により、受給資格者及び 受給資格者と生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得が下表の限度額 以上のときは、手当の全部又は一部を支給しないとされており(以下、手 当の全部を支給しないとされた者を「全部支給停止者」という。)、支給額 は、受給資格者が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等によっ て決まる。

なお、手当の支給を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する(法第22条)。

//			
税法上の	全部支給の	一部支給の	
扶養親族等の数	所得制限限度額	所得制限限度額	
0 人	19 万円	192 万円	
1	57 万円	230 万円	
2	95 万円	268 万円	
3	133 万円	306 万円	
4	171 万円	344 万円	
5	209 万円	382 万円	

所得制限限度額

〈支給額〉

子ども1人の場合

全部支給: 42,330 円、一部支給: 42,320 円~9,990 円

子ども2人目の加算額

全額支給:10,000円、一部支給:9,990円~5,000円

子ども3人目以降の加算額(1人あたり)

全額支給: 6,000 円、一部支給: 5,990 円~3,000 円

3 児童扶養手当の現況届と面談

(1) 児童扶養手当法第28条第1項において、「手当の支給を受けている者は、

厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事等に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。」とされている。児童扶養手当法施行規則(厚生省令第51号。以下「規則」という。)第4条は、児童扶養手当の受給者に対して、毎年8月1日から31日までの間に手当の支給機関である市町村長等に現況届を提出することを義務付けているが、当該規定は、規則第12条の3の規定により、全部支給停止者について準用されている。

なお、現況届の位置付けについては、昭和55年に各都道府県知事宛てに厚生省児童家庭局長の通知(昭和55年6月23日付け児発第488号通知「児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令の施行について」)が発出されている。

(2) 現況届時の面談については、法令にその実施を義務付ける規定はないが、厚生労働省雇用均等・児童家庭局福祉課の「児童扶養手当 事務マニュアル」(平成22年8月。以下「事務マニュアル」という。)において、児童扶養手当の適正な受給を確保するための確認方法の一つとして、現況届時に直接受給者と面談による現況の聞き取りの実施が挙げられている。

また、同課母子家庭等自立支援室の事務連絡「東日本大震災の被災者に係る児童扶養手当支給事務について(Vol.2)」においても、原則郵送による届出は認めていないとされている。

さらに、同課長が各都道府県、指定都市、中核市民生主管部(局)長宛 てに発出した通知「児童扶養手当の現況届等について」(平成28年6月16 日付雇児福発0616第1号。以下「平成28年通知」という。)においては、 児童扶養手当の現況届の提出期間をひとり親家庭の集中相談期間として設 定すること、ひとり親家庭への支援の充実を図るために、現況届について、 特段の事情がない限り対面による手続を徹底することが要請されている。

なお、特段の事情がある場合とは、「受給者の傷病等や居住地が離島であることなど来庁することが著しく困難な場合」であるとされている。

4 A市の取扱いと問題点

委員意見で指摘されている取扱いについて、A市は、次のように説明している。

- ・ 事務マニュアル等に現況届時に面談を行うよう記載があることから、全 部支給停止者についても一律に現況届時の面談を行っている。
- ・ 自治体単独で全部支給停止者の現況届時の面談をやめることは、困難である。

5 他の自治体の現況届の取扱い

(1) 郵送提出の取扱いの有無

任意に抽出した 10 の中核市に対して、全部支給停止者の現況届について、 傷病等や居住地が離島であることなど来庁することが著しく困難な場合以 外に郵送提出を認めているかを確認したところ、表 1 のとおりであった。

態様		該当数
一定範囲の全部支給	前年度に引き続き全部支給停止となるこ	
停止者に、現況届の郵	とが見込まれる者には、届出用紙を郵送す	1
送提出を認めている	る際、郵送提出可能の旨を案内している。	
原則として郵送提出	仕事のため来庁できないという申し出が	
は認めていない	あった場合で、申出人の届出内容に疑義が	1
	生ずる恐れがないといえる場合に限り、郵	1
	送提出を認めている。	
郵送提出は認めてい	必ず窓口で提出するよう求める。	7
ない	郵送された現況届は、返送している。	1

表1 郵送提出の取扱いの有無に関する調査結果

(2) 現況届の郵送提出を認めない理由

現況届の郵送提出を認めていない 9 市に対し、その理由を確認したところ、次のとおりであった(複数回答あり)。

理由	該当数
厚生労働省のマニュアル等において、現況届の提出時に面談を	1
するよう要請されているため	1
現況届の提出時の面談で、受給資格の変更の有無を確認する必	1
要があるため	4
現況届の提出時の面談で、事実婚をしているなど資格喪失に関	
する情報や扶養対象者が増えるなど支給停止の解除に関する情報	1
等が得られることがあり、その場合には、必要な届について提出	4
を促すため	
受給者であるか全部支給停止者であるかを問わず、面談の機会	1
に、ひとり親家庭への支援策等の説明を行うため	1

表 2 現況届の郵送提出を認めていない理由

[※] 郵送された現況届は返送するという1市は、郵送で提出された現況届 を届出ではないとして取り扱っていることとなる。

(3) 郵送提出を認めていない市における現況届の提出状況等 郵送提出を認めていない市における況届の提出状況を確認したところ、 表 3 のとおりであった。

表 3 郵送提出を認めていない市における現況届の提出状況

態様	該当数
窓口に提出される (時間外や休日の提出含む)	6
現況届を提出しないと言われる	
提出依頼をしても、連絡がとれず、現況届が提出されない	1

※ 調査対象の10市のうち、6市は、ホームページにおいて2年連続で現況届を提出しない場合には時効により受給権喪失となる旨の案内をしており、これに従えば、郵送提出が認められないために現況届を提出しないという者については、時効により受給資格が喪失することとなる。

なお、6市の中には、全部支給停止者は上記取扱いの対象とならないとしている市と、全部支給停止者か受給者かを問わず、2年連続で現況届を提出しない場合には全て時効により受給資格が喪失するとしている市があり、取扱いが区々となっていることが判明した。

6 厚生労働省の見解

厚生労働省に対して、①郵送された現況届を返送する取扱いの可否、②児 童扶養手当が全部支給停止となっている者の現況届時の面談の要否、③現況 届を提出しない者の時効の取扱いについて確認したところ、次のような回答 があった。

- (1) 郵送された現況届を返送する取扱いについて 法令に定められた形式で提出された現況届を返戻することはできないと 考えられる。
- (2) 全部支給停止者の現況届時の面談の要否について

全部支給停止者は児童扶養手当の要件を満たす者として資格認定を受けており、また、過去に児童扶養手当を受給しているなど、その多くが、ひとり親家庭として子どもの健やかな心身の育成のための支援を必要としている。

したがって、全部支給停止者であることが特段の事情には当たらないが、 全部支給停止者であって、既にひとり親や子どもに対する支援が十分に行 き届いており、又は、受給資格の変更や支給停止の解除の検討に必要な情 報が不要であり、対面の必要性がないと判断した場合は、対面によらない現況届の提出をすることを否定するものではないので、平成 28 年通知の改正を検討する。

(3) 現況届を提出しない者の時効の取扱いについて

定時の現況届は、施行規則第 4 条の規定に基づくものであることから法 第 28 条が根拠規定となる。

よって、現況届を提出しない場合、法第15条の規定に基づき、手当の支払いの一時差止めが行われる。

また、手当を受ける権利は、法第6条の規定に基づき、手当の請求を行い、手当の額を含めた基本権を認定することにより確定し、この基本権に基づき、法第7条第3項に規定する支払期月に具体的に手当の支払い受ける権利としての受給権(支分権)を取得するものである。

よって、現況届を提出しない場合、次支払月(12月)の支払期日を起算日として、基本権の消滅時効(法第22条)が進行し、2年後の支払月(12月)の支払期日の前日を経過した時点で消滅時効が完成し、基本権が消滅する。

なお、時効及び現況届未提出者の取扱については、「時効の解釈及び取り扱い等について(昭和47年児企第33号)」により通知している。

(2) 年金額改定通知書への点字表記等の要望

1 相談の概要

私は、視覚障害で障害年金を受給している。毎年6月に日本年金機構から年金額 改定通知書が郵送されてくるが、通知書の文字が読めず困っている。

数年前から、通知書の点字表記について年金機構の「年金ダイヤル」に要望しているが、改善がないので、機構に対しこの要望を伝えてほしい。

(注) 本件は、島根行政評価事務所が受け付けた相談である。

2 日本年金機構が郵送する通知書等

(1) 年金の支払いに関する通知書

日本年金機構は、国から委任・委託を受けて、公的年金に係る一連の運営業務(適用・徴収・記録管理・相談・決定・給付等)を行っている(日本年金機構法(平成19年法律第109号)第1条、第27条、国民年金法(昭和34年法律第141号)第74条第3項、第109条の4、第109条の10、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第79条第3項、第100条の4、第100条の10)。

日本年金機構が年金受給者に送付する年金給付に関する通知書で、主なものは、下表のとおりである。

-1:	日本年金機構が送付する年金の給付に関する通知書	1-
表	日本生会機構が表句する生会(/)絵句に関する理判書	٠.
1		3

	名称	目的等
ア	年金決定通知	年金額が決定又は変更されたときに、年金額を通知するもの
	書・支給額変更	(国民年金法第 16 条、国民年金法施行規則 (昭和 35 年厚生
	通知書	省令第 12 号) 第 65 条、厚生年金保険法第 33 条、厚生年金保
		険法施行規則 (昭和 29 年厚生省令第 37 号)第 82 条第 1 項)
1	年金振込通知書	口座振込で年金を受け取る受給者に対して、各支払期の年金
		支払額を通知するもの
ウ	年金支払通知書	過去にさかのぼって年金額の変更が発生した時に、年金支払
		額等を通知するもの
Н	年金額改定通知	物価の変動等に応じて年金額が改定された場合に、年金額を
	書	通知するもの
		(国民年金法第4条、国民年金法施行規則第65条、厚生年金
		保険法第2条の2、厚生年金保険法施行規則第82条第1項)
オ	公的年金等の源	老齢または退職を支給事由とする年金受給者に対し、支払わ
	泉徴収票	れた年金額や源泉徴収された所得税額等を通知するもの

※ 日本年金機構のホームページの記載等を基に当室が作成した。 なお、上記のうち、ア及びエは、名宛人に対する処分の通知である。 また、平成28年度においては、年金額改定通知書と年金振込通知書を統合したものが約3,600万件送付されている。

(2) 視覚障害による年金受給者への配慮

日本年金機構は、年金受給者は現況届等の提出が必要であることなどを説明するパンフレット(①)や国民年金及び厚生年金保険の加入者(被保険者)に年金加入記録の確認を求める「ねんきん定期便」(②)を送付している。

これらについては、視覚障害の認定を受けている障害年金受給者(以下「視覚障害の障害年金受給者」という。)への配慮として、以下のように、点字表記又は音声コード(文字内容をコード情報に変換したもので、活字文書読上げ装置を使って音声化することとなる。内閣府はその普及を進めている。)の印刷をして、送付している。

① パンフレットについて

年金制度(厚年、国年)共通の説明内容を点字で表記したパンフレットが作成されており、眼の障害の程度が1級又は2級の者のうち、希望する者に配布されている(年間約7,900人に送付)。

パンフレットを送付する封筒についても、日本年金機構の名称、所在地、 問い合わせ先電話番号が点字で表記されている。

② ねんきん定期便について

ねんきん定期便は、国民年金及び厚生年金保険の被保険者に保険料納付の 実績及び将来の給付に関する情報を書面で通知するものであり(国民年金法 第 14 条の 5、国民年金法施行規則第 15 条の 4、厚生年金保険法第 31 条の 2、 厚生年金保険法施行規則第 12 条の 2)、平成 27 年度は、6,419 万件が送付さ れた。

ねんきん定期便の送付は、平成21年度から行われているが、当初から、送付用封筒の右下部に音声コード及び音声コード認識用の半円切り込みが付されている。この音声コードは、視覚障害者に送付された郵便物が「ねんきん定期便」であることを認識できるようにするとともに、ねんきん定期便専用ダイヤル及び年金事務所の照会先等の共通的な事項を案内するものである。

平成24年度からは、封書で送付するもの及びはがき版のいずれも、ねんきん定期便そのものに音声コードが付されている。

この音声コードにより、名宛人の年金期間や保険料納付額等の個別情報を 音声で知ることができる。

なお、現況届等の提出先が市町村の年金担当窓口となる者(20歳前に障害状態となって障害基礎年金を受給している者で、診断書の提出が不要のもの)には、現況届等の用紙を送付する際に、封筒に音声コードを印刷し、現況届につ

いての説明や問合せ先等を案内しており、当該封筒を用いた送付件数は年間約93万件あるが、送付物そのもので点字表記又は音声コードの印刷をしたものは、上記①、②のみであるとのことである。

また、平成26年障害年金受給者実態調査結果によれば、視覚障害の障害年金 受給者は、約9万4千人である(内訳は以下のとおり。)。

厚生年金 1万6千人(1級:1万2千人、2級:3千人、3級:千人) 国民年金 7万8千人(1級:6万9千人、2級:8千人)

※ 障害年金受給者全体では、厚生年金38万5千人、国民年金155万8 千人であり、平成26年度に障害年金受給者に送付された年金額改定通知 書の件数は、約200万件である。

3 視覚障害者団体の要望等

(1) 第3回日本年金機構運営評議会(平成22年9月29日開催)において、障害者団体へのヒアリングが行われている(日本年金機構のホームページ掲載の議事要旨参照)。当日は、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会、社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会、特定非営利活動法人全国精神保健福祉会連合会の3団体が出席し、それぞれ、障害年金等に関する意見書を提出している。

このうち、日本身体障害者団体連合会の意見書には、次のとおり記載されている。

「年金特別便・年金定期便の封筒に音声コードを付けていただいておりますが、中味に関して、音声コード付き又は点字になっていないので、自分の方から機構にお願いしたら、音声コード付き又は点字にした内容を返送していただきたい。」

上記 2(2)②のとおり、平成 24 年度から、ねんきん定期便には、個別情報についての音声コードが印刷されているが、この対応について、日本年金機構は、上記意見のほか、国会での審議、関係団体等からの要請を踏まえて対応したものであるとしている。

(2) 社会福祉法人日本盲人会連合会は、視覚障害者が日常生活等で不便や差別を感じる事項をとりまとめた小冊子を作成し、ホームページに掲載している。

その小冊子の12頁には、「役所からの通知など墨字のものしかなく、誰かに読んでもらうまで、内容が分からない。」と記載されており、このことについて、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第4条第2項又は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第4条の「合理的配慮」を求めるものとして、「点字・音声・拡大文字化をしてほしい」との要望が記載されている。

(3) 内閣府の平成 28 年版障害者白書においては、障害を理由とする差別の解消 の推進に関する法律第 4 条の「合理的配慮」について、障害者やその家族、介助者等、コミュニケーションを支援する人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことが求められるとされている。

また、内閣府のホームページの障害者施策に関するページには、「視覚障害のある方が自立し、社会参加していくためには、情報のバリアフリー化が重要です。「音声コード」の普及等について、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。」と掲載されている。

4 関係機関(日本年金機構)の意見

日本年金機構は、年金額改定通知書に個別情報の点字表記をする又は音声コードを印刷するという対応について、以下の課題があるため、当面、対応することは困難であるとしている。

- ・年金額改定通知書の作成について、時間的な制約があること
- ・予算を確保しなければならないこと
 - ※ 点字表記の場合は、原版作成費用(1枚2000~3000円)を要する上、 圧着ハガキではなく、封書により送付することとなるため、郵送費も増 額しなければならない。
 - ※ 音声コードの印刷のコストは、1 件あたり約10円(コード使用のライセンス料、作業費用)であり、障害年金受給者の年金額改定通知書(約200万件)に音声コードを印刷する費用を確保しなければならない。なお、障害年金受給者又は視覚障害の障害年金受給者に限り、年金額改定通知書音声コードを印刷するためには、そのデータを作成するためのシステム開発が必要となる。

一方で、日本年金機構は、現在、受給者本人から年金事務所やねんきんダイヤルに電話照会が合った場合には、基礎年金番号を確認した上で個別の情報を回答することとしているが、この取扱いをホームページに掲載して周知することを検討しているほか、さらに、そのホームページでの周知内容をねんきん定期便に印刷している音声コードに含めること等も検討しているとのことである。

(3) 刑事施設入所を事由とする国民健康保険等の保険料の減免に関する取扱いの周知の促進

1 委員意見要旨

刑事施設を退所した者から、「住所地の町に刑事施設収容中の国民健康保険料の減免を申請したが、収容中の減免例はないことを理由に減免されなかった。」といった相談を受けた。

収容中の国民健康保険の保険料の減免については、相談者のように減免が受けられない一方で、収容中を理由として、保険料の減免が受けられる例もある。 刑事施設に収容されている者について、市町村によって、国民健康保険の保険料が徴収されたり減免されたりするのは不公平な取扱いになるのではないか。

- (注) 1 本件は、青森行政評価事務所の行政相談委員から提出された行政相談委員意見である。
 - 2 相談者の刑事施設収容中の国民健康保険料については、市町村が関係規程を改正 し減免することとされた。ただし、当該市町村では、被収容者に対する介護保険の 保険料については、関係規程を見直しておらず減免しない取扱いとなっている。

2 制度の概要

刑事施設に収容されている者(以下「被収容者」という。)に対する国民健康保険(国民健康保険税を含む。)、介護保険及び後期高齢者医療の保険給付及び保険料の減免の取扱いについては、次のとおりである。

- ① 保険給付の取扱い被収容者については、次の保険給付を行わないこととされている。
 - i) 国民健康保険については、療養費の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第59条)
 - ii) 介護保険については、介護給付又は予防給付(介護保険法(平成9年法 律第123号) 第20条及び第63条)
 - iii)後期高齢者医療については、療養費の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第77条及び第89条)

② 保険料の減免

国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療(以下「各保険制度」という。) の運営主体は、条例の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保 険料を減免し、又はその徴収を猶予することができることとされている(国 民健康保険法第77条、介護保険法第142条、高齢者の医療の確保に関する 法律第111条)。また、国民健康保険税については、天災その他特別の事情 がある場合において減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公 私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、条例の定めるところ により、減免することができることとされている(地方税法(昭和 25 年法 律第 226 号)第 706 条及び第 717 条)。

なお、各保険制度の保険給付及び保険料の減免は、市町村又は後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の自治事務である。

3 当局調査結果

(1) 刑事施設入所中を事由とする各保険制度の保険料の減免の取扱いア 抽出調査した市町村等における減免の実施状況

(7) 国民健康保険

刑事施設入所中を事由とする国民健康保険の保険料の減免について、 抽出調査した 64 市町村のうち 61 市町村 (95.3%)で行なわれている一 方で、人口規模が比較的小さい3市町村(4.7%)では行なわれていない。 また、これら3市町村は、これまで刑事施設入所中を事由とする減免に ついての問い合わせがなかったことから、減免の取扱いについて検討し たことはないとしている。

(イ) 介護保険

刑事施設入所中を事由とする介護保険の保険料の減免について、抽出調査した64市町村のうち39市町村(60.9%)で行なわれている一方で、残る25市町村(39.1%)では、介護保険条例又は要綱において刑事施設入所中を事由とする保険料の減免規定がないことを理由に減免しないとしている。

(ウ) 後期高齢者医療

刑事施設入所中を事由とする保険料の減免については、全国 47 広域連合のうち 46 広域連合 (97.9%) で行なわれている。残る 1 広域連合においては、当該減免の導入を検討中であるとしている。

イ 各保険制度の条例参考例等

(7) 条例参考例

厚生労働省が示している各保険制度の条例参考例の保険料の減免事由については、次表のとおり、i)国民健康保険条例参考例、介護保険条例参考例及び高齢者医療に関する条例参考例の減免事由は、保険料の負担能力に着目したものであるが、刑事施設入所中を事由としているものはなく、ii)市(町・村)国民健康保険税条例(例)においては、減免事由は

ない。

表 各保険条例参考例の保険料の減免事由

区分	保険料の減免事由
国民健康保険条例参	① 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずる
考例	と認められる者
	② 次に該当する者の属する世帯の納付義務者
	i)被保険者資格取得日において 65 歳以上の者
	ii)被保険者資格取得日の前日において、次のいずれかに該当
	する者の被扶養者
	a) 健康保険法の被保険者
	b) 船員保険法の被保険者
	c)国家公務員共済組合又は地方公務員等共済組合の組合員
	d) 私立学校教職員共済制度の加入者
	e)日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者
市(町・村)国民健	記載なし
康保険税条例(例)	
介護保険条例参考例	① 第1号被保険者又はその属する世帯の生計維持者が、震災、
	風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又
	はその他の財産について著しい損害を受けたこと
	② 第1号被保険者の属する世帯生計維持者が次の理由により収
	入が著しく減少したこと
	i)死亡等
	ii)事業又は業務の休廃止、事業による著しい損失、失業等
	iii)干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他
	これに類するもの
高齢者医療に関する	介護保険の①及び②と同じ
条例参考例	

(注) 本表は、各保険条例参考例から当局が作成

(イ) 保険料の減免が行なわれていない市町村の条例等

刑事施設入所中を事由とする保険料の減免が行なわれていない市町 村の国民健康保険税条例又は介護保険条例をみたところ、次のとおりで あった。

① 国民健康保険

刑事施設入所中を事由とする保険料の減免が行なわれていない3市町村いずれにおいても、国民健康保険税条例に「その他特別の事情があるとき減免できる」としている。しかし、3市町村いずれにおいても、その他特別の事情を定めた要綱等に刑事施設入所中を減免事由とする規定はない。

② 介護保険

刑事施設入所中を事由とする保険料の減免が行なわれていない 25 市町村の介護保険条例等の減免事由は、次の i)からii)のとおりであり、いずれの市町村においても、刑事施設入所中を減免事由とする規定はない。

- i) 介護保険条例参考例と同一のところ(17 市町村)。
- ii) 介護保険条例参考例と同一の減免事由のほか「収入が少なく、かってれを補填するための資産もないこと」としているところ(4 市町村)。
- iii) 介護保険条例に「その他特別の事情があるとき減免できる」としているが、その他特別の事情を定めた要綱等に刑事施設入所中を減免事由とする規定がないところ(4市町村)。

ウ 国民健康保険の広域化

(7) 広域化等支援方針

平成22年度から、国民健康保険法第68条の2に基づき、都道府県は、 広域化等支援方針を策定することができることとされている。この広域 化等支援方針は、都道府県が当該都道府県内の市町村の意見を十分に聴 いて、市町村国保の運営の広域化や財政の安定化を推進するために策定 するものとされている。

都道府県の中には、策定した広域化等支援方針により保険料の減免基準を策定しているところがある。

当該都道府県では、国民健康保険広域化等支援方針において、標準的な減免基準については生活困難者の医療機会の確保の観点から設定することが望ましく、その運用を都道府県が支援する必要があると考え、当該減免基準として「標準的な国民健康保険料(税)の減免基準」を定めている。この「標準的な国民健康保険料(税)の減免基準」に被収容者に対する保険料を免除することが記載されている。

(イ) 国民健康保険の運営主体の都道府県単位化

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 31 号)に基づき、国民健康保険法が改正され、国民健康保険の制度については、平成 30 年度から次のように変更することとされている。

- ① 都道府県は、当該都道府県内の市町村とともに、国民健康保険を行 うものとする(国民健康保険法第3条第1項)
- ② 都道府県は、安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保その他の都道府県及び当該都道府県内の市町村の国

民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たすものと する(国民健康保険法第4条第2項)。

- ③ 都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針(以下「国民健康保険運営方針」という。)を定めるものとする(国民健康保険法第82条の2)。
- ④ 広域化等支援方針を廃止する (第68条の2・第68条の3)。 (注) ①から④は、いずれも平成30年4月1日施行予定。

(ウ) 国民健康保険運営方針策定要領

a 国民健康保険運営方針

上記(イ)③の国民健康保険運営方針について、各都道府県は、都道府県内の各市町村と一体となって、財政運営、被保険者の資格管理、保険給付、保険料率の決定、保険料の賦課・徴収などの保険者の事務を共通認識の下で実施するための国民健康保険運営方針を平成 29 年度末までに策定することとされている。

b 国民健康保険運営方針策定要領

厚生労働省は、各都道府県が国民健康運営方針を作成するための技術的助言として、平成28年4月に「都道府県国民健康保険運営方針の策定等について」 都道府県国民健康保険運営方針策定要領(平成28年4月28日付け保発0428第16号都道府県知事あて厚生労働省保険局長通知)により、都道府県国民健康保険運営方針策定要領を各都道府県に示している。

この国民健康保険運営方針策定要領では、i)国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し、ii)市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項、iii)市町村が担う国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項等を定めることが示されている。ただし、当該策定要領には保険料の減免の取扱いについての記載はない。

c 国民健康運営方針の策定において保険料の減免について検討して いる都道府県

現在、国民健康保険運営方針を策定中の都道府県の中には、次のとおり、保険料の減免基準を検討している都道府県がある。

① 新たな国民健康保険制度では、都道府県ごとに一つの保険者となることや負担の公平性確保の観点から、保険料の減免についても今

後定めることとしている「共通基準」の範囲で統一すべきであると している都道府県がある。

② 県・市町村国民健康保険事業運営検討協議会の作業部会において 保険料減免基準等について協議等を行うこととしている都道府県が ある。

また、既に広域化等支援方針において国民健康保険料の標準的な減免基準を定めている都道府県では、国民健康保険運営方針策定後も同じ取扱いとすることとしている。

(2) 刑事施設における被収容者に対する各保険料の減免の取扱いの周知

刑事施設が被収容者に対し刑事施設収容開始時に行なっている「刑執行開始時指導」では、各保険制度の運営主体の中には、刑事施設入所中を事由とする保険料の減免を実施しているところがあること及びその場合の各保険料の減免手続について周知は行なわれていない。

4 関係機関の意見

(1) 条例により刑事施設入所中を事由とする国民健康保険及び介護保険の保険料の減免ができることを市町村に周知することについて

ア 厚生労働省保険局

被収容者に対する国民健康保険の保険料の減免は、市町村の財政状況や 地域の実情を考慮すべきものと考えており、また、保険料の減免が実施さ れている現状に鑑みれば、国民健康保険条例参考例の減免規定に被収容者 を追加することについては、慎重な検討が必要である。

イ 厚生労働省老健局

被収容者の保険料について減免措置が可能であることや、介護保険条例 参考例に被収容者の保険料が減免事由になることを例示することについ ては、各市町村の実情や対象となり得る被保険者の規模等を踏まえ、慎重 に検討する。

(2) 各保険制度の運営主体の中には、申請により刑事施設入所中を事由とする 保険料の減免の取扱いが行なわれているところがあることを被収容者に 周知することについて

ア 厚生労働省保険局・老健局

各保険制度の運営主体の中には、申請により保険料の減免を実施しているところがあることを刑事施設入所者に周知する余地はあると考える。

イ 法務省矯正局

各保険制度の保険料の減免については、厚生労働省から何らかの要請があれば、刑事施設における事務負担等を考慮しつつ、当該要請の内容に応じた対応が可能か否かを検討することとしたい。